

第4期横浜市障害者プランの策定について

1 策定の趣旨

障害者基本法第11条により、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

このたび、令和2年度をもって、第3期障害者プランの計画期間が終了となるため、新たに令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とする第4期障害者プランを策定します。

また、障害者総合支援法第88条により、市町村における障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害福祉計画）の策定が義務づけられています。さらに、児童福祉法第33条により、市町村における障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画（障害児福祉計画）の策定が義務づけられています。

横浜市では、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画は計画期間が3年と定められていますので、第4期障害者プランの中間期での見直しを行い、改定します。

【参考1】第4期障害者プランの概要

○計画期間： 令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）まで。

○位置付け： 第3期障害者プランと同様、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

| 第4期横浜市障害者プラン | | | | | |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 障害者計画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画） | | | | | |
| 障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画） | | | 障害福祉計画 | | |
| 障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画） | | | 障害児福祉計画 | | |

見直し

2 策定の手法

第4期障害者プランの策定にあたっては、現状把握やニーズ調査のため、令和元年12月頃に障害当事者にアンケート調査を行います。

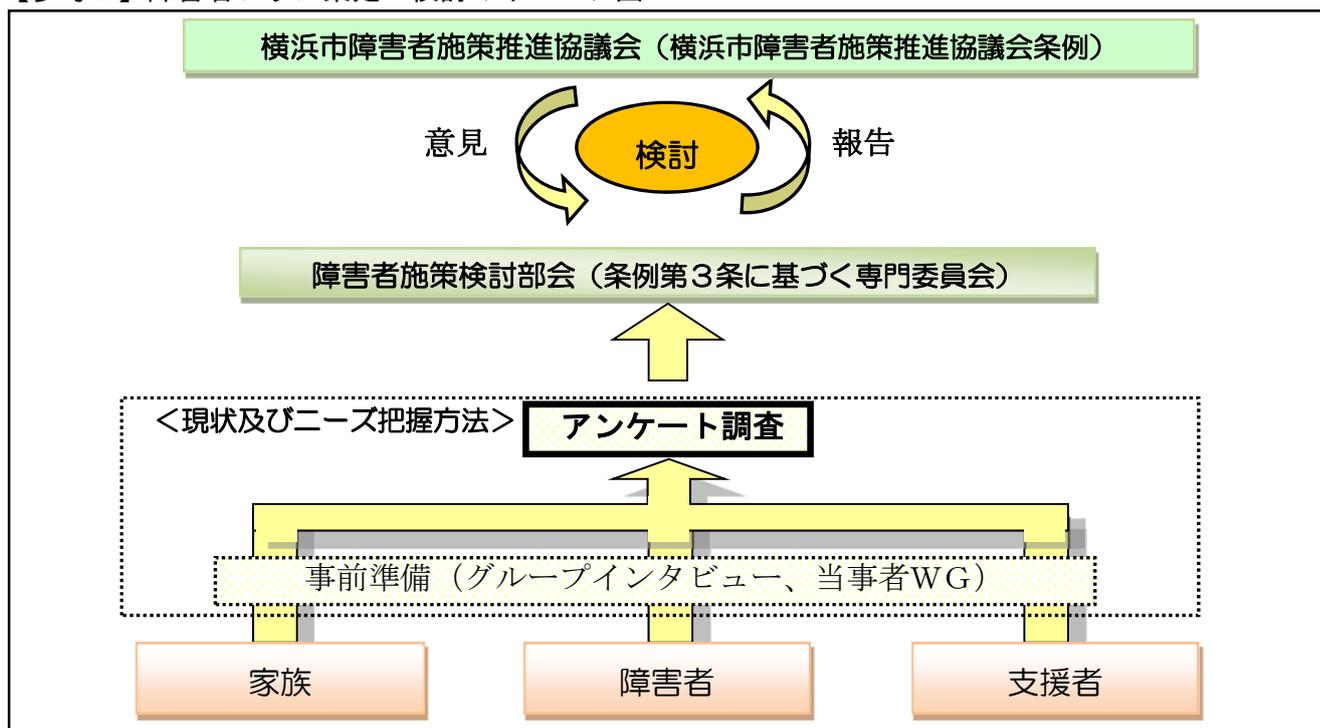
アンケートなどで得られた意見等について、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会を中心に協議・検討を進めていきます。

なお、アンケート項目については、障害当事者団体・家族団体・支援者団体等へのグループインタビューや当事者ワーキンググループで出てきた意見等を参考にしながら設定していきます。

※ 対象者数：約17,000人（平成30年度末時点の障害者手帳所持者の約10%無作為抽出）

（身体障害者：約10,000人、知的障害者：約3,000人、精神障害者：約4,000人）

【参考2】 障害者プラン策定・検討のイメージ図



【参考3】 アンケート項目作成のための事前準備

ア グループインタビュー

令和元年6月から9月にかけて、障害者や家族、障害者団体、また支援者等に対して、現状やニーズを把握するために実施しました。

- ・実施回数：約40回

イ 当事者ワーキンググループ

令和元年7月から8月にかけて、障害者が日々生活する中で感じている困りごとや将来の理想について、障害者同士で意見交換を実施しました。

- ・開催回数：5回
- ・参加者：約40人

3 策定スケジュール

令和元年6月～9月…グループインタビューの実施

7月～8月…当事者ワーキンググループの実施

9月…常任委員会（第4期障害者プラン策定について）

12月頃…当事者向けアンケートの実施

令和2年3月頃…素案骨子の検討

5月…常任委員会（素案骨子）

5月～8月…素案の検討

9月…常任委員会（素案及びパブリックコメント）

9月～10月…パブリックコメントの実施

11月～12月…原案の検討

令和3年2月…常任委員会（原案）

3月…第4期障害者プラン策定